

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

児童手当の過払いについて

平成18年度の現況届において、配偶者の所得確認が不十分だった事案が見つかり、改めて確認を行いました。その結果、配偶者の所得が所得限度額を超え、受給資格を失うことにより、児童手当の過払いが生じている事案51件が判明しました。

1 対応経過

平成18年11月から平成19年2月14日まで、平成18年度の児童手当の受給者要件の再確認を行いました。その結果、対象者に対し、謝罪及び経過説明を行い、2月の手当支払いを停止するとともに、過払い分の返還をお願いしてまいります。

2 過払い件数・金額

確認対象世帯（全市）	14万6千件
過払いが生じた区	(※1) 11区
過払い件数	51件
過払い額	(※2) 887万5千円

(区別の内訳は裏面)

(※1) 鶴見区・神奈川区・西区・中区・南区・港南区・金沢区・青葉区・都筑区・栄区・戸塚区

(※2) 1件あたり返還金額：2万円～52万円

過払い期間：最小4か月分、最大52か月分

○金沢区分については、平成18年12月20日記者発表済み

3 過払いの原因

児童手当の受給者は、一般的には父母のうち所得が高い方がなります。6月に現況届を提出していただき、受給者及び配偶者の所得を確認しています。配偶者の所得が受給者の所得を上回り、かつ所得限度額を超えている場合には、受給資格を失うこととなります。

現況届の審査の際に、配偶者の所得が受給者の所得を上回り、かつ、所得限度額を超えていたことの確認が不十分であったため、過払いが生じたものです。

4 再発防止策

現況届事務の取扱いについては、マニュアル等の必要な改訂を行うとともに、研修を充実して、さらに徹底を図ってまいります。

【区別の過払い件数・金額】

区名	過払い件数	過払い金額(円)	区名	過払い件数	過払い金額(円)
鶴見区	4	925,000	金沢区	3	920,000
神奈川区	1	40,000	青葉区	6	1,275,000
西区	2	590,000	都筑区	5	465,000
中区	9	1,285,000	栄区	6	1,180,000
南区	4	775,000	戸塚区	6	915,000
港南区	5	505,000	合計	51	8,875,000

【児童手当制度概要】**◎受給者について**

児童手当の受給者は、児童手当法第4条第2項により、「父・母のうち、児童の生計を維持する程度の高い者」と定められ、受給者から毎年、現況届を提出していただき、要件確認を行っています。その際、受給者の所得より配偶者の所得が高く、所得限度額を超過する場合は、受給者の要件を満たさないものとして、手当の支給を停止することとなります。

【参考】児童手当額と支給時期

<手当額> ○第1子・第2子 月額 5,000円

第3子以降 月額10,000円

<支給時期> ○現況届により支給を継続する場合

6月分～9月分手当 → 10月支給

10月分～1月分手当 → 2月支給

2月分～5月分手当 → 6月支給